

●なぜ使用料の見直しが必要なの？

本市の下水道事業は、「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」「農業集落排水」の3つの事業があります。それぞれの処理区域や供用開始時期、現行の使用料は下記のとおりです。

事業名	処理区	供用開始年月	現行の使用料 20㎡使用時(税込)
公共下水道	中央処理区(鴨島)	平成4年10月	1,980円(見直し対象)
特定環境保全公共下水道	川田処理区(山川)	平成17年3月	2,750円
//	川島処理区(川島)	平成19年3月	
農業集落排水	山崎南地区(山川)	平成9年4月	2,750円
//	神後地区(川島)	平成14年4月	
//	川田北地区(山川)	平成15年4月	

このうち公共下水道の使用料は、平成4年10月の供用開始以来、消費税率の改定を除いて一度も見直しを行っていません。さらに、他の2事業に比べて安価であり、汚水処理費(施設の維持管理や運営に必要な費用)を使用料収入だけでまかなえていない状況が続いています。不足する分については、一般会計からの繰入金(市税など)で補っており、費用負担の公平性の観点から見直しが避けられない状況です。

●下水道は、私たちの暮らしを支える大切なライフラインです

家庭や事業所で使われた水は、下水道管を通して汚水処理施設に集められ、きれいに処理された後に自然に戻されます。この仕組みによって、私たちは清潔で快適な生活を送り、同時に川や海などの水環境を守ることができています。

今後の下水道使用料について

今回の使用料改定を行っても、汚水処理費(施設の維持管理や運営に必要な費用)のすべてを使用料でまかなうことができないため、今後も引き続き他の2事業(特定環境保全公共下水道、農業集落排水)も含め、経営状況を見ながら使用料の適正化に向けた検討を進めていきます。

公共下水道を使用されている皆さんへ

使用料の改定は、将来にわたり安定的で持続可能な下水道サービスを提供することを目的としています。  
決して先送りはできない取り組みですので、ご理解とご協力をお願いします。



●問い合わせ 下水道課 ☎22-2258 FAX22-2254

令和7年10月使用分(12月請求分)から  
公共下水道「中央処理区(鴨島)」の使用料が変わります

●今回の改定内容(令和7年10月使用分から適用)

公共下水道:中央処理区(鴨島) (税込)

使用区分	使用料区分	汚水の量	金額	
			改定前	改定後
一般汚水	基本使用料	10㎡まで	880円	1,100円
	超過使用料	10㎡を超える1㎡につき	110円	165円
公衆浴場等汚水	基本使用料	100㎡まで	3,300円	3,300円
	超過使用料	100㎡を超える1㎡につき	16円	23円

※特定環境保全公共下水道、農業集落排水の使用料は変わりません。

一般汚水・下水道使用料の計算方法例(1カ月で20㎡使用した場合の比較)

現行の使用料	
基本使用料(10㎡まで)	880円
超過使用料(10㎡超) 110円×10㎡	1,100円
計 1,980円	

改定後の使用料	
基本使用料(10㎡まで)	1,100円
超過使用料(10㎡超) 165円×10㎡	1,650円
計 2,750円	



改定後 2,750円 - 現行 1,980円 = 770円 が増額となります。  
※上水道を使用している方は、別途水道料金が合算されます。